

# 評議員及び役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人出雲北陽(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員、役員及び会長並びに評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員(以下「役員等」という。)の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (3) 役員等とは、役員、定款第24条の会長、定款第6条の評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員等に対して職務執行の対価として報酬等を支給する。  
2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

## (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。  
2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。  
3 役員等に対する報酬は、別記1「役員等の報酬」に定める額とする。  
4 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

## (勤務報酬等)

第5条 役員等が会議に出席したときは、別記1により報酬等を支払うことができる。  
2 評議員が会議に出席したときは、別記2により報酬等を支払うことができる。  
3 理事長の法人及び施設の運営のための業務に対して、別記1により報酬等を支払うことができる。

## (費用弁償の支給)

第6条 評議員及び役員等が法人業務のため出張する場合は、交通費、旅費(宿泊費用を含む)等を支給することができる。  
2 交通費、旅費(宿泊費用を含む)等は、社会福祉法人出雲北陽旅費規程に沿って支給す

る。

3 旅費等は原則として、事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給日)

第7条 理事長の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

2 評議員、理事長以外の役員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給または支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する

附 則

この規程は、令和3年10月22日から施行する。

別記1 「役員等の報酬」

会議出席の都度、一人日額7,000円

理事長の法人及び施設の運営のための業務に対して月額50,000円

別記2 「評議員の報酬」

会議出席の都度、一人日額7,000円